

浜松山里いきいき応援隊実施及び定住促進事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、人口減少や高齢化等の進行が著しい浜松市中山間地域振興計画の対象地域で別表1に定める地域（以下「中山間地域」という。）に、都市部等の人材を積極的に誘致、居住させ、地域力の維持、向上に資する活動の実践を通じて中山間地域への定住、定着を図りながら、当該地域の維持、活性化を図ることを目的に実施する「浜松山里いきいき応援隊（以下「応援隊」という。）」及び応援隊の隊員（以下「隊員」という。）に対する定住促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定める。

（隊員の要件）

第2条 隊員は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地域力の維持、向上に資する活動及び集落の維持、活性化に資する活動（以下「地域協力活動」という。）に意欲があり、主体的に活動に取り組む意思のある者
- (2) 活動する地域に積極的に関わり、地域住民との良好な関係を構築するよう努力する意思のある者

（隊員の種類）

第3条 隊員の種類は地域おこし協力隊型又は集落支援員型とする。

- 2 地域おこし協力隊型又は集落支援員型への位置付けは、第5条の規定に基づき選考した隊員にしようとする者の能力や状況に応じ、選考時に決定する。
- 3 地域おこし協力隊型は、活動地域の地域力の維持、強化に資する活動を行うことを主な役割とする。
- 4 集落支援員型は、活動地域内の集落の維持、活性化に資する活動を行うことを主な役割とする。

（隊員の活動）

第4条 隊員は、市が指示する次の各号に掲げる地域協力活動を行う。

- (1) 農林水産業等の地域の産業振興に係る支援
 - (2) 集落の生活環境維持に係る支援
 - (3) 地域行事、集落の活性化に係る支援
 - (4) 市の移住・定住促進施策の支援
- 2 市長は、隊員を補助し、地域協力活動の支援をするため、各隊員を担当する職員（以下「担当職員」という。）を置く。
 - 3 地域協力活動については、隊員と担当職員が協議のうえ実施する。
 - 4 隊員は、担当職員と協議のうえ月単位の活動計画書を作成し、地域協力活動を行う月の前月末日までに市へ提出する。ただし、隊員の委嘱を受けた月の活動計画書については、別に市が指定した日までに提出するものとする。

- 5 隊員は、活動報告書を作成し、地域協力活動を行った日ごとに担当職員の確認を受け、活動の翌月 5 日までに市へ提出する。ただし、3 月においては当該月の 31 日付けで提出するものとする。
- 6 地域が主催する行事への協力等で担当職員の確認が受けられない場合については、当該行事の責任者の確認を受けるものとする。

（隊員の募集、選考）

第 5 条 市長は、次に掲げる者を募集し、応援隊としてふさわしい者を公正な方法で選考する。

- (1) 第 1 条に規定する応援隊事業の趣旨を理解し、その目的に沿った行動が出来る者
 - (2) 地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号）または過疎地域等における集落対策の推進要綱（平成 25 年 3 月 29 日付け総行応第 57 号）のいずれかの対象となる者
 - (3) 第 2 条各号の要件をすべて満たす者
 - (4) 地域おこし協力隊型の隊員においては、生活の拠点を浜松市以外の都市地域等（過疎地域等の条件不利地域以外）から活動地域へ移し住民票の異動を行うことができる者
 - (5) 集落支援員型の隊員においては、生活の拠点を都市地域等から中山間地域へ移して 1 年未満の者若しくは生活の拠点を都市地域等から活動地域へ移し住民票の異動を行うことができる者
 - (6) 前条第 1 項に掲げる地域協力活動を行う資質が高い者
 - (7) その他、応援隊事業を実施するにあたり、特に秀でた能力があると認められる者
- 2 市長は、前項に規定する選考を行う際、第 1 次審査においては公募の際に提出された書類により、第 2 次審査においては面接により行う。

（隊員の委嘱）

第 6 条 市長は、前条の選考に基づき隊員を委嘱する。

- 2 隊員の委嘱期間は、一会計年度内において必要な期間とし、3 回に限り更新することができる。ただし、委嘱期間は通算して 3 年を超えることができない。
- 3 前項の規定に関わらず、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な活動を行えなかった隊員（令和元年度から 3 年度までに委嘱された者に限る。）が、3 年を超えて地域協力活動を行うことを希望し、市長が活動期間の延長が必要と認めた場合には、活動期間を 2 年を上限として延長し、最長 5 年とすることができることとする。
- 4 市長は、隊員を委嘱しようとするときは、当該委嘱しようとする者から健康診断書を提出させる。この際、健康上に問題があり、地域協力活動に支障があると判断した場合は、委嘱を取りやめることができる。
- 5 委嘱を受けた時点において活動地域外に住所を有する隊員は、速やかに生活の拠点を活動地域内に移し、住民票の異動を行わなければならない。
- 6 委嘱を受けた隊員は、前項による転居後、速やかに住民票の写しを市長に提出しなければならない。

(隊員の地位等)

第7条 隊員は、市長からの委嘱に基づき、応援隊事業の趣旨に賛同する個人として地域協力活動に取り組み、その対価として第10条に定める報償費の支給を受けるものとする。

2 隊員は、市の身分を有しない。

3 隊員は、地域協力活動の実施にあたって、市の指示に従わなければならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委嘱を取り消すことができる。

(1) 本人から隊員を辞退したい旨の申出があり、やむを得ないと認められる場合

(2) 傷病、事故等により、地域協力活動の継続ができなくなった場合

(3) 第2条に規定する隊員の要件を満たしていないと認められる場合

(4) 法令若しくは隊員の義務に違反し、または地域協力活動を怠ったことが認められる場合

(秘密の保持)

第8条 隊員は、地域協力活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱期間が終了した後も、同様とする。

(市の役割)

第9条 市は、応援隊事業が円滑に実施できるように、次に掲げることを行うとともに地域協力活動に必要なと認められる経費を負担する。

(1) 隊員の募集、委嘱及び報償費の支給

(2) 活動協力地域の選定、調整及び住民への周知

(3) ホームページ等を活用した隊員の地域協力活動の情報発信

(4) 隊員の住居や地域協力活動に使用する車両の維持に関する支援

(5) 活動地域での隊員の生活に関する支援

(6) 隊員の中山間地域定住に関する支援

(7) その他隊員の円滑な活動に必要な支援

(隊員の報償費)

第10条 第7条第1項に規定する隊員の報償費の額及び支給方法は以下のとおりとする。

(1) 報償費は、月額281,000円とする。ただし、最初に委嘱を受けた日から1年を経過した者であって、2年に満たないものについては月額286,000円とし、最初に委嘱を受けた日から2年を経過した者については月額291,000円とする。

(2) 隊員の地域協力活動の日数が月20日に満たないときは、1日当たり14,050円の日割り計算によって支給するものとする。ただし、委嘱を受けた日から1年を経過した者であって、2年に満たないものについては1日当たり14,300円とし、委嘱を受けた日から2年を経過した者については1日当たり14,550円とする。

(3) 報償費の支給日は、活動月の翌月20日とする。ただし、その日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。

- (4) 市長は、災害その他特別の事情により必要と認める場合には、前号に規定する支給日を変更することができる。
- (5) 報償費の計算期間は、月の 1 日から末日までとし、第 3 号に定める報償費の支給日にその全額を支給する。
- (6) 報償費の計算に必要な地域活動の日数については、第 4 条第 5 項に規定する活動報告書により確認する。

(活動に使用する車両)

第 11 条 地域協力活動に使用する車両は、隊員が用意する。

- 2 市は、第 9 条の規定に基づき隊員に対し車両経費として次の各号の規定により算出した額を、前条に規定する額とは別に報償費として支払う。
 - (1) 車両使用経費として月額 25,000 円。ただし、活動の日数が月 20 日に満たない時は、1 日当たり 1,250 円の日割り計算によって支給するものとする。なお、活動の日数については、第 4 条第 5 項に規定する活動報告書により確認する。
 - (2) 燃料費として月額 10,000 円。ただし、活動の日数が月 20 日に満たない時は、1 日当たり 500 円の日割り計算によって支給するものとする。なお、活動の日数については、第 4 条第 5 項に規定する活動報告書により確認する。
- 3 活動に使用する車両の任意保険は、隊員が加入するものとする。なお、その経費については、前項第 1 号に規定する額に含むものとする。
- 4 活動中に発生した交通事故等の対応については、隊員が行うものとする。

(隊員の住居)

- 第 12 条 市は、第 9 条の規定に基づき隊員の住居を用意する。なお、この場合において住居に対する賃料、修繕料または浄化槽維持経費が発生した場合は、市が予算の範囲内で負担する。
- 2 住居に関する経費のうち前項に規定するもの以外の経費は、隊員が負担する。
 - 3 隊員の希望により市が用意した住居以外に居住する場合は、第 13 条及び第 14 条に定めるものを除き、第 1 項に規定する経費について隊員が負担する。

(補助対象事業)

- 第 13 条 市は、第 9 条第 6 号の規定に基づき、隊員の将来的な定住を支援するため、その費用の一部を補助する。
- 2 前項における補助の対象となる経費基準等は、別表 2 に掲げるものとする。補助金の額は、予算の範囲内で別表 2 に定める補助率及び限度額以内（全額に千円未満の端数があるときは、これを切捨てた金額。）とする。ただし、国・県の補助事業として採択される見込みのある事業は、補助対象外とする。

(補助対象者)

第 14 条 補助金の対象となる者は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 第 6 条の規定に基づき委嘱された日から、3 年を経過しない者。ただし、委嘱期間終了後の定住を目的とする者に限る。
- (2) 前事業年度の市税を滞納していない者。
- (3) 規則第 3 条 3 項に該当しない者。

(交付の申請)

第 15 条 補助金の交付申請をしようとする者は、規則第 4 条の規定による交付申請書（第 1 号様式）に次の各号の書類を添付しなければならない。ただし、浜松市からの課税がない場合においては、第 3 号に掲げる書類の提出は要しない。

- (1) 事業計画書（第 2 号様式）
- (2) 収支予算書（第 3 号様式）
- (3) 委嘱書の写し
- (4) 見積書又は請負契約書の写し
- (5) 施工設計図

ただし、空き家の家財道具等の搬出処分又は屋内外の清掃については、不要とする。

- (6) 位置図
- (7) 現況写真
- (8) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び条件)

第 16 条 市長は、補助金の交付の申請があったときはこれを審査し、申請が適当であると認めたときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第 4 号様式）により申請者に通知するものとする。なお、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

- (1) 交付される補助金は、事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 次の各号に掲げる事項に該当する場合には、変更承認申請書（第 5 号様式）に変更事業計画書（第 2 号様式）及び変更収支予算書（第 3 号様式）を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 事業の計画内容を変更しようとする場合
 - イ 事業が予定期間内に完了しない場合
 - ウ 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - エ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合
- (3) 事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 市長は、交付した補助金について、事業完了後 3 年以内に転出又は転居した場合にあっては 2 分の 1、3 年を超え 5 年以内の場合にあっては 3 分の 1 の返還を求めることができる。
- (5) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならない。

- (6) 規則 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (7) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (8) 補助金の収支に関する帳簿及び領収書等関係書類を、補助金の交付を受けた年度終了後 10 年間保管しなければならない。
- (9) その他浜松山里いきいき応援隊実施及び定住促進事業費補助金交付要綱を遵守すること。

(変更の承認)

第 17 条 市長は、前条 2 項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、適當であると認めたときは、補助金変更交付決定通知書（第 6 号様式）により通知する。

(実績報告)

第 18 条 申請者は、事業が完了したときは規則第 13 条の規定による実績報告書（第 7 号様式）に次の各号の書類を添付し、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定あるいは変更承認のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書（第 2 号様式）
- (2) 収支決算書（第 3 号様式）
- (3) 住民票の写し
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 19 条 市長は、前条の報告を受けた場合はその内容を審査し、適當であると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、規則第 14 条の規定による補助金交付確定通知書（第 8 号様式）により申請者に通知するものとする。

(請求の手続き)

第 20 条 申請者は、前条による補助金交付確定通知書を受領した後 10 日以内に請求書（第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度から令和 8 年度までの補助金に適用する。

2 改正後の浜松山里いきいき応援隊実施及び定住促進事業費補助金交付の規定は、この要綱の施行の日以前に委嘱した隊員についても適用する。

1 この要綱は、令和7年1月1日から施行し、令和6年度から令和8年度までの補助金に適用する。

2 改正後の浜松山里いきいき応援隊実施及び定住促進事業費補助金交付の規定は、この要綱の施行の日以前に委嘱した隊員についても適用する。

1 この要綱は、令和7年8月1日から施行し、令和7年度から令和8年度までの補助金に適用する。

2 改正後の浜松山里いきいき応援隊実施及び定住促進事業費補助金交付の規定は、この要綱の施行の日以前に委嘱した隊員についても適用する。

別表 1（第 1 条関係）

区	区域
浜名区	引佐町伊平 引佐町川名 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町田沢 引佐町兎荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引佐町東久留女木 引佐町東黒田 引佐町別所 引佐町の場
天竜区	全域

別表 2（第 13 条関係）

補助事業名	補助対象経費基準等	補助率	補 助 限度額
浜松山里いき いき応援隊定 住促進事業	[補助対象経費] 空き家の改修に係る経費 その他施設の改修や新築については、対象外とする。 [対象地域] 中山間地域 [採択基準] (1)所有者と対象者の間で賃貸借、売買等の契約が成立したものとする。 (2)居住するために必要な改修経費とする。	1 / 2 以内	補助対象者一人に対して 90 万円を限度とする
	[補助対象経費] 空き家の家財道具等の搬出处分及び屋内外の清掃に係る経費 ただし、対象者の所有する物品の処分については、対象外とする。 [対象地域] 中山間地域 [採択基準] (1)所有者と対象者の間で賃貸借、売買等の契約が成立したものとする。 (2)残存する家財道具等の搬出处分又は屋内外の清掃に要する経費とする。	1 / 2 以内	補助対象者一人に対して 15 万円を限度とする

第1号様式（第15条関係）

浜松山里いきいき応援隊定住促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 住 所
氏 名
（署名又は記名押印をしてください。）
電話番号（ ） —

年度において浜松山里いきいき応援隊実施及び定住促進事業費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、次のとおり浜松山里いきいき応援隊定住促進事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 委嘱日 年 月 日

2 補助金交付申請額 円

内 訳	空き家の改修に係る経費	円
	空き家の家財道具等の搬出处分及び屋内外の清掃に係る経費	円

*補助限度額 ①90万円 ②15万円

*補助金交付申請額の千円未満は切り捨てとする。

3 補助金算出方法

①空き家の改修に係る経費

補助金対象額 円 × 補助率 % = 円

②空き家の家財道具等の搬出处分及び屋内外の清掃に係る経費

補助金対象額 円 × 補助率 % = 円

4 市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）

☐ 浜松山里いきいき応援隊実施及び定住促進事業費補助金交付要綱第15条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

5 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

☐ 浜松山里いきいき応援隊実施及び定住促進事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

（1）次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- ・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- ・暴力団員等と密接な関係を有する者

・（法人その他の団体の場合）上記３点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

（２）浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

6 添付種類

- （１）事業計画書（第２号様式）
- （２）収支予算書（第３号様式）
- （３）委嘱書の写し
- （４）見積書又は請負契約書の写し
- （５）施工設計図

ただし、空き家の家財道具等の搬出处分又は屋内外の清掃については、不要とする。

- （６）位置図
- （７）現況写真
- （８）その他必要と認める資料

第2号様式（第15条・第16条・第18条関係）

事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）

対象事業			
事業実施住所	区町		
事業費及び補助金額	総事業費	円	
	補助対象額	円	
	補助金	円	
事業施工業者	住所		
	電話番号		
	商号		
事業実施期間	着手（予定）年月日	年	月日
	完了（予定）年月日	年	月日
実施内容概要			
備考			

第3号様式（第15条・第16条・第18条関係）

収支予算書（変更収支予算書・収支決算書）

1 収入の部

（単位：円）

区分	予算額	(変更予算額) (決算額)	比較増減	算出の基礎等
市補助金				
自己資金				
計				

2 支出の部

（単位：円）

区分	予算額	(変更予算額) (決算額)	比較増減	算出の基礎等
計				

第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松山里いきいき応援隊定住促進事業費補助金については、次のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

内 訳	空き家の改修に係る経費	円
	空き家の家財道具等の搬出処分及び屋内外の清掃に係る経費	円

2 交付の条件

- (1) 交付される補助金は、事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 次の各号に掲げる事項に該当する場合には、変更承認申請書（第5号様式）に変更事業計画書（第2号様式）及び変更収支予算書（第3号様式）を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 事業の計画内容を変更しようとする場合
 - イ 事業が予定期間内に完了しない場合
 - ウ 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - エ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合
- (3) 事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 市長は、交付した補助金について、事業完了後3年以内に転居した場合にあっては2分の1、3年を超え5年以内の場合にあっては3分の1の返還を求めることができる。
- (5) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならない。
- (6) 規則17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (7) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金につい

てその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

- (8) その他浜松山里いきいき応援隊実施及び定住促進事業費補助金交付要綱を遵守すること。

第5号様式（第16条関係）

変更承認申請書

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）
申請者 氏名（名称及び代表者氏名）
（署名又は記名押印をしてください。）
電話番号（ ）－

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた浜松
山里いきいき応援隊定住促進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関
係書類を添えて申請します。

記

1 計画変更の理由

2 変更の内容

変更の内容	変更前	変更後	備考

3 添付種類

- （1）変更事業計画書（第2号様式）
- （2）変更収支予算書（第3号様式）
- （3）その他必要と認める資料

第6号様式（第17条関係）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け浜松市指令〇〇第 号をもって補助金交付決定した、「浜松山里いきいき応援隊定住促進事業費補助金」交付決定額を次のとおり変更交付決定します。

記

1 変更交付決定金額 円

内 訳	空き家の改修に係る経費	円
	空き家の家財道具等の搬出处分及び屋内外の清掃に係る経費	円

第7号様式（第18条関係）

実績報告書

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

申請者 氏名（名称及び代表者氏名）
（署名又は記名押印をしてください。）
電話番号（ ） ー

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた浜松
山里いきいき応援隊定住促進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 添付種類

- （1）事業実績書（第2号様式）
- （2）収支決算書（第3号様式）
- （3）住民票の写し
- （4）領収書の写し
- （5）請負契約書の写し（申請時未提出の場合）
- （6）その他必要と認める資料

第8号様式（第19条関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した浜松山里いきいき応援隊定住促進事業費補助金については、次のとおり確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 円

内 訳	空き家の改修に係る経費	円
	空き家の家財道具等の搬出处分及び屋内外の清掃に係る経費	円

第9号様式（第20条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金交付の確定を受けた浜松山里いきいき応援隊定住促進事業について、上記のとおり請求します。

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）
申請者 氏名（名称及び代表者氏名）
電話番号（ ） ー

振込先金融機関名

口座種別

口座番号

口座名義